

下記の業務について、企画提案に係る手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年5月20日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

教育総務事務集中化処理準備及び派遣業務委託

(2) 業務内容

ア 労働者派遣（2名、過渡期は1名追加）

イ 集中化処理準備業務（マニュアル改定、応対履歴やFAQ作成、フロー・仕様書案等策定等）

詳細は「令和7年度教育総務事務集中化処理準備及び派遣業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託費の限度額

9,940,000円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 静岡県的一般業務委託競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 以下に示す、同種又は類似業務について、令和2年4月以降に完了又は受注した実績を有すること。
（元請けとしての実績に限る。）
 - ・同種業務：国又は地方公共団体等が発注した総務事務集中化処理業務（派遣業務）および準備業務
 - ・類似業務：国、地方公共団体又は民間企業等が発注した総務事務集中化処理業務（派遣業務）
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (4) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）又はプライバシーマークを取得し、現在も保持していること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選考方法

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館8階

静岡県教育委員会教育厚生課

電話番号 054-221-2441 E-mail kyoui_kousei@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画案募集要項及び仕様書等の配布

ア 配布日時 公告日から令和7年6月2日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 参加表明書、技術提案書、見積書、その他業務説明書に記載された書類

イ 提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年6月10日（火）の教育厚生課が指定した時間

イ 場所 静岡県庁内会議室（静岡市葵区追手町9番6号）

5 その他

(1) 説明会は行わない。

(2) 技術提案書の提出等に係る詳細は別紙「教育総務事務集中化処理準備及び派遣業務説明書」等による。

(3) 契約手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(4) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（提携様式）を提出すること。

(5) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要があること。